

広報かどま原稿6 (2024)年3月号

消毒用アルコールの廃棄には注意が必要

消毒液の多くは、未開封の状態です。3年の使用期限が設けられています。アルコール消毒液は揮発性があり発火しやすいので処分には注意が必要です。

廃棄方法

- キッチンの流しや洗面所、排水溝には流さない
- 紙や布にしみ込ませて乾燥してから可燃ごみとして処分
- 大量に余っている場合、専門業者へ連絡

問い合わせ先

門真市消費生活センター

06-6902-7249